維持管理計画書

北海道曹達株式会社 苫小牧事業所

産業廃棄物最終処分場 概要

施設の許可年月日	平成 12 年 5 月 29 日
施設の許可番号	胆環生第3055-5号
施設の種類	施行令第7条第14号ハ(管理型最終処分場)
設置場所	苫小牧市字沼ノ端13番地100

産業廃棄物最終処分場 維持管理計画

- 1. 処分場の外に産廃物が飛散及び流出しないように注意し慎重に作業を行う。
- 2. 処分場の周囲には外柵を設置し、みだりに人が立ち入ることを防止する。
- 3. 入口の見やすい箇所に産業廃棄物最終処分場の表示をするとともに「立入禁止」の看板を設置する。
- 4. 処分場の点検は処分場点検表に基づき環境保安係員が定期的に実施して点検表に記録するとともに異常を発見した時は速やかに報告する。
- 5. 異常の報告を受けた時は、速やかに処分場の使用を停止し、原因を調査する。尚対策 が完了するまで処分場を使用しない。又、対外報告は緊急連絡表に基づき行う。
- 6. 処分場使用開始前に地下水検査、電気伝導率及び塩化物イオンの測定を行う。尚処分場使用開始後は地下水検査年1回測定、電気伝導率及び塩化物イオン測定月1回行い記録し異常の有無を確認する。
- 7. 電気伝導率及び塩化物イオン濃度に異常が認められた場合は、速やかに地下水等測定し異常の有無を確認して記録する。尚地下水測定結果が異常の時は、原因を調査し対策を講じる。
- 8. 処分場浸出水等の回収は、レベルレギュレータ付き水中ポンプにて常時回収し処分場内に浸出水等を残さないようにする。
- 9. 維持管理計画に基づき、維持管理状況および分析結果等を記録・保管し苫小牧事業所製造部管理課にて閲覧する。
- 10. 埋立処分終了後は、厚さおおむね50cm以上の覆土を行い、その他開口部も閉鎖し、 又当該処分場の廃止までの期間定期的点検及び分析を行い記録・管理する。